

兵庫障害者職業センター所長が思う 「障害者職業センターが行う事業主支援」

はじめに

先号（第157号）では、当センターで実施できる在職者支援について紹介させていただきました。この在職者支援については、主に実際に働いている障害のある社員の方を支援の対象としています。今回は、障害者雇用を担当（採用から雇用管理まで）している方への支援、事業主支援について紹介します。

企業が直面している課題

ESG概念の高まり、法定雇用率の達成、障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務、コロナ禍における働き方の見直しなどにより、障害者雇用分野においても企業を取り巻く状況はこれまでにないスピードで変化しています。もはや経営課題としてどう戦略を立てていくかが問われていると言っても過言ではないでしょう。

改めて企業が抱えている障害者雇用に関する課

題を概観するため、厚生労働省が5年ごとに調査している「障害者雇用実態調査」の抜粋（図1）を紹介します。

内容を見ますと、「仕事の設定」や「雇用イメージ」、「ノウハウの不足」などが大きな課題として認識されていることがわかります。これらのことことが障害者雇用担当者にとって、大きな「不安」、「負担」となっていることが想定されます。

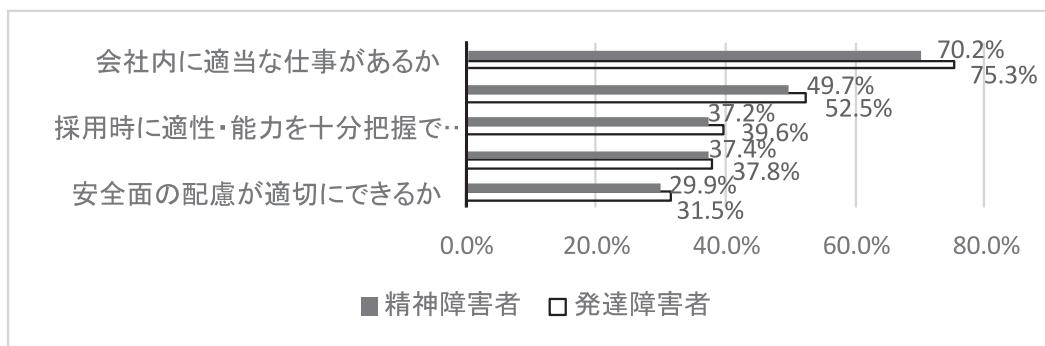


図1

障害者職業センターで実施できる事業主支援の内容

障害者職業センターで実施している事業主支援の概要を「～障害者雇用の段階に応じた体系的な事業主支援～（一例）」（図2）で示しました。「体系的支援」としているように、Phase1からPhase4までパッケージで支援することを前提とした図ではありますが、それぞれのPhaseごとの支援も可能です。それぞれのPhaseごとに支援の内容を紹介します。

Phase1 「採用企画」

採用のための準備段階であるので、通常同業他社の雇用事例等の情報提供から始まることが多いです。場合によっては、先行企業の見学のコーディネートも行います（同行もできます。）。雇用事例の情報の中には職務だけではなく、労働条件等の情報も含まれます。なお、この段階で幹部社員向けの障害者雇用に関する研修会や説明会などのお手伝いをすることもあります。

Phase2 「受入れ準備」

ここからは障害者雇用担当者が具体的な社内（受入部署）調整に入ることになります。ここでは、受入れ部署の社員向けの研修を実施することがよくあります。障害特性とその対応といった内容が一般的です。

また、各種助成金、援護制度の活用に関する準備に係る助言を行います。

～障害者雇用の段階に応じた体系的な事業主支援～（一例）

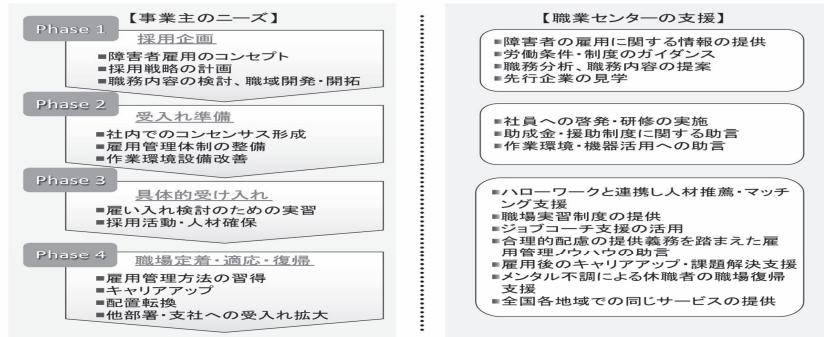


図2

Phase3「具体的受入れ」

いよいよ採用活動に入ります。この段階においてはハローワークとの連携が最も重要となります。労働条件等について求人票を作成する前にハローワークと相談しておくことが望ましいと考えます。

ハローワークとの連携の下で採用を想定しているエリアの就労支援機関に会社が想定している人材像について情報を共有し、該当者がいた場合は、ハローワークへの求人相談を勧奨するという場合もあります。

また、面接時に留意すること（合理的配慮に関する聞き方等）の助言やジョブコーチの活用の提案なども行います。

Phase4「職場定着・適応・復帰」

この段階では、前号で紹介した「在職者支援」と重なることになりますが、障害のある社員の作業遂行面での問題や職場の人間関係等による不適応状態に対応するため、ジョブコーチ支援の実施、休職中の社員の復職支援等を行なっています。

障害者雇用担当者への支援としては、不適応状態を改善するための会社側の対応に係る相談ということになります。

また、この段階においては、現場レベルでは相

談が急増しているというわけではありませんが、ここ数年徐々に大きなテーマとして取り上げられつつあるのが、「キャリア形成」と「退職（リタイア）」です。

キャリア形成については、「雇用した障害のある社員が活躍できる環境を整えるためにはどうしたらよいか」といった類のことが企業で検討されはじめており、我々としては、全国ネットの強みを活かし、他社の先行事例等の情報提供に加え、目標管理や定期面談に係る助言を行なうようになってきています。

退職（リタイア）については、働いている障害のある社員の高齢化への対応です。障害者の雇用促進等に関する法律が施行されて以来、障害者雇用は着実に進展するとともに、中高年齢層の障害のある社員も増えています。高齢化に伴い体力の低下、作業遂行力の低下が健常者以上に目立つ場合もあり、職務の見直し、労働条件の見直し、配置転換の助言に留まらず、企業就労から福祉（介護サービスの利用）への移行なども大きな課題となり、企業だけでは対応しきれず、地域の社会資源とのコーディネートについても助言することが求められつつあります。

「事業主支援ワークショップ」事業

上記の他にも「事業主支援ワークショップ」という事業も実施しています。これは、障害者雇用に課題を有する企業の障害者雇用担当者に集まさせていただき、その課題改善に向けた端緒を探るというものです。

大人数ではなく、気軽に日頃の問題認識等を意見交換、共有しています。1月には「発達障害のある社員の雇用管理」、2月には「合理的配慮」をテーマに実施する予定です。当センターのホームページでご案内しますので、ご関心のある方は是非お申込みください。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部
兵庫障害者職業センター

〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2

TEL 078-881-6776 FAX 078-881-6596 Email:hyogo-ctr@jeed.go.jp

HP: <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hyogo/index.html>

